

【千葉市環境影響評価等技術指針の改定事項一覧表】

千葉市技術指針の該当箇所	千葉市技術指針の改定後の表現	改定事項の解説	改定に係る具体例等	基本的事項 改正のポイント		
第1章 総論 第2 環境影響評価等に関する基本的事項 3 環境影響評価等の実施に当たっての基本方針	情報公開やまた図書の記述においては論理的かつわかりやすいものとするに努めること。	表現の修正				
第2章 環境影響評価等の手順 第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮） 1 概要調査の実施 柱書き	概況調査は、事前配慮及び環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うにあたり必要とする対象事業実施地域及びその周辺地域の概況と基礎的な環境特性を把握することにより行う。 この場合において、過去の状況の推移及び将来の状況も把握する。	地域特性については、時間的に変化するものであることに留意する必要があることを規定したものである。この変化を適切に把握することなしには、環境影響を適切に把握することは困難である。	例えば、事業実施区域及びその周辺地域における過去の土地利用状況（住宅地の開発状況等）を十分に把握・理解した上でなければ、大気汚染や騒音による影響をうける地域・主体を把握できず、結局適切な調査、予測等を行うことができなくなってしまう。同様に、土地利用状況について将来的な状況を把握・理解していなくてはならないことも理解できるはずである。	評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること	評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定について 項目、手法の選定に当たって把握すべき情報のうち、地域特性に関する情報の把握に当たっては、過去の状況の推移及び将来の状況の把握も含むこと。	
第2章 環境影響評価等の手順 第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮） 1 概況調査の実施 (2) 概況調査の実施方法	概況調査は、主に既存資料の収集・解析により実施するものとするが、必要に応じて 概略の概括的な 現地踏査及び市、県、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聞き取り調査を実施する。	表現の修正				
第2章 環境影響評価等の手順 第1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮） 2 事前配慮の実施 (2) 事前配慮の実施方法	ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果 並びに及び 千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第1節行政区別の重点課題と配慮の方向より、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の 事業計画の検討 及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。 イ 対象事業実施計画及び概況調査結果を勘案し、千葉市環境基本計画第6章行政区別等の環境配慮指針の第2節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項について検討し、以下の事項に 区分を行う 。	表現の修正				
第2章 環境影響評価等の手順 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (1) 環境影響要因の抽出	対象 行為事業 に係る全ての行為のうち、環境への影響が想定される行為（以下「環境影響要因」という。）を抽出する。	表現の修正				
第2章 環境影響評価等の手順 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (1) 環境影響要因の抽出	環境影響評価の対象とする行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事が完了した後の土地及び工作物（以下「土地等」という。）の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動、 対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄、又は対象事業の実施後、当該対象事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が予定されている場合の当該撤去若しくは廃棄とする。	昨今事例が見受けられる、①工場跡地における（工場の施設を撤去した上で）事業が立地する場合、②事業実施後に長期間経過したこと等により工作物を撤去する場合、に発生する廃棄物による環境影響を把握する必要性を明確にした。	例えば、事業の実施に当たっての工作物の撤去・廃棄が事業実施に不可欠であり、そのために行われるものである場合には、当該撤去等による環境影響を把握する必要があるとともに、事業の実施後（供用開始後）長期間を経た後に工作物を撤去することが事業の目的の一部をなすものである場合（例えば、試験研究プラントであることにより特定の期間の後、撤去されることが予め想定されている場合、等）も当該撤去等による環境影響を把握する必要がある。		評価項目の選定について	項目の選定に当たっては、対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合、撤去又は廃棄に係る要因が整理されること。

千葉市技術指針の該当箇所	千葉市技術指針の改定後の表現	改定事項の解説	改定に係る具体例等	基本的事項 改正のポイント	
第2章 環境影響評価等の手順 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (2) 環境影響要素の抽出	環境影響評価の対象とする要素の 範囲はを抽出するに当たっては、 千葉市環境基本条例の趣旨ののっとり、表2に掲げるところを 参考 とする。なお、表2はすべての事業に共通するものとして策定したものであり、当該事業の特性、概況調査結果から見た地域の特性 に応じてを踏まえて 環境影響要素の細区分の追加、削除を行う。	従来まで、環境影響要素の抽出に当たっては、個別の事業特性や地域特性を踏まえる前にまずそれらを選定するところから検討が始まることとされていたが、今後は、それが本当に参考となるかどうかの検討がまず必要となる。		評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること	予評価項目及び調査の手法の選定について 参考項目・参考手法を勘案して項目・手法を選定するに当たっては、一般的事業内容と個別事業の内容の相違を把握することを、指針に定める。
第2章 環境影響評価等の手順 第2 方法書作成に係る手順 1 環境影響評価項目の選定 (5) 項目選定結果の整理	イ 選定した影響評価項目ごとの選定理由及び重点化又は簡略化の理由並びに影響評価の観点 選定しなかった環境要素について選定しなかった理由をとりまとめた表	まず何よりも影響要因の内容を整理し、その上で事業特性及び地域特性さらには方法書手続きを通じて得られた情報を十分に踏まえ項目の選定がなされる必要がある旨を入念的に規定した。(あえて選定しなかった理由を入れる必要はない。)			評価項目の選定について 項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、影響要因によって影響を受けるおそれのある環境要素を明らかにすること。
	ウ 影響要因が相互 の に関連し合うなど、必要な場合は、環境影響要因から環境評価項目への環境影響の発生過程がわかる関係図	表現の修正			
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 2 調査の実施 柱書	対象事業を実施しようとする地域の環境の 現状状況 について、予測及び評価を行うに当たって必要な情報を得ることを目的とし、調査を実施する。	「現状」という用語では現時点の状況のみを把握することで十分(または、それ以上把握する必要はない)というニュアンスが強いことから「状況」に改定する。	大気汚染物質(例えば、二酸化窒素(NO ₂))について、過去の濃度の推移や環境基準の達成状況を把握するとともに、将来的なトレンドが何らか把握できるような場合にはそれも把握することを指す。		調査について 調査は、環境要素の「現状」のみでなく、過去や将来も含めた「状況」について実施すること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 2 調査の実施 (1) 調査内容及び調査方法	調査は影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、適切な調査内容及び具体的な調査又は測定の方法を選定する。 この場合において、事業特性を勘案するに当たっては、事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容も把握する。	事業の内容の内、環境影響に何らかの形で関係するものを「事業特性」として事業者自らがその詳細を把握することとされており、当然のことながら、環境保全の配慮の内容についてもそれに含まれることとなる。その際、環境保全の配慮については、その内容に至るまでの検討経緯やそれぞれの段階での内容についても事業特性として位置づけられる重要なものであることから、それらの把握の必要性を新たに明確化したものである。			調査・評価の手法の選定について 項目、手法の選定に当たって把握すべき情報のうち、事業特性に関する情報の把握に当たっては、事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容の把握も含むこと。
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 2 調査の実施 (1) 調査内容及び調査方法	調査は影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、予測及び評価において必要とされる精度が確保されるよう、適切な調査内容及び具体的な調査又は測定の方法を選定する。 なお、地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することを踏まえるものとする。	地域特性については、時間的に変化するものであることに留意する必要がある、この変化を適切に把握することなしには、環境影響を適切に把握することは困難である。	例えば、事業実施区域及びその周辺地域における過去の土地利用状況(住宅地の開発状況等)を十分に把握・理解した上でなければ、大気汚染や騒音による影響をうける地域・主体を把握できず、結局適切な調査、予測等を行うことができなくなってしまう。同様に、土地利用状況について将来的な状況を把握・理解していなくてはならないことも理解できるはずである。		調査の手法の選定について 調査手法の選定の際に地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することであることを踏まえること。

千葉市技術指針の該当箇所	千葉市技術指針の改定後の表現	改定事項の解説	改定に係る具体例等	基本的事項 改正のポイント		
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 2 調査の実施 (3) 調査期間及び頻度等	この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するとともに、 年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始する。	通年調査の実施に当たっては、当該調査を開始する時期として、調査（観測）対象の項目の変動が一年を通じて最も少ない時期を設定するよう留意する必要がある。	例えば、河川流量に大きく影響をうける水質指標（BOD等）について通年調査を実施しようとする際には、河川流量が最も安定する渇水期から開始することが望ましいが、豊水期から開始した場合は梅雨期間（梅雨入り、梅雨明け）の変動により、場合によってはピークを二度観測したり、逆に一度も観測できないといった状況が生じることとなるため、安定期からの調査開始の必要性がある。	評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること	調査の手法の選定について	調査の期間の設定に当たっては、年間を通じた調査については、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始されるものとする。
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 2 調査の実施 (4) 調査結果の整理方法	調査結果の出自及びその妥当性を明らかに 出来る ように、既存資料によるものについては当該情報が記載されていた文献名等の 出典を明記する。 また、現地調査結果については、結果の公開により保全上の支障が生じないよう、種及び場所を特定できない形で整理する等の配慮を行う。	調査結果の整理方法について、出典資料の明示と、保全上、公開することで支障が生じるおそれのある希少種等の取扱いにおける留意事項について改めて明確にした。	例えば、レッドリストに登載されている希少動植物の存在が事業地内に確認された場合、その種及び場所が容易に特定されないよう、準備書においては、大まかな範囲の表示にとどめるなどし、詳細については、別の資料として作成するなどの配慮が必要である。			
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 3 予測の実施 (3) 予測の対象時期	工事による影響については工事中の影響が最大となる時期又は工事終了時、存在による影響については工事終了後一定期間を経過し、存在による影響がほぼ確定した時期、供用による影響については供用時の活動が定常的な状態に達した時期 及び供用開始後の影響が最大になる時期（当該時期が設定されることが出来る場合に限る。） を基本として、適切な時期を設定する。	予測の対象となる時期のうち、供用による影響について、供用後において影響が最大になる時期を例示として追加した。なお、供用後で最大になる時期を設定することが難しい場合には従来一般的に設定されてきた「定常状態」でも構わない旨を明確にした。				予測の対象となる時期として、供用後の影響が最大になる時期が設定されること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 3 予測の実施 (3) 予測の対象時期	ただし、存在及び供用による影響が上記のような状態に達するまでに長期間を要する場合、供用による影響の変動が大きい場合 又は対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用することが予定されている場合 等においては、必要に応じて中間的な時期等適切な時期に補足的に予測を行う。	予測の時期の設定に当たって、新たに、工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、当該供用（いわゆる一部供用）による環境影響を的確に把握できる時期を設定する必要性を明確にした。一部供用とは、対象事業が全面的に完成し供用を開始する以前に部分的にまたは段階的に供用を開始することを指す。	廃棄物最終処分場であれば、処分区画が複数から成り立っていて、完成した区画から順に廃棄物の埋立の受け入れを開始するような場合であり、また、道路事業であれば、計画区間のうち一部区間の供用開始や、計画されている車線の一部を供用する暫定2車線（又は4車線）供用の開始が例として想定される。			予測の対象となる時期として、工事が完了する前の土地等について供用すること（一部供用開始）が予定されている場合には、中間的な時期が設定されること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 3 予測の実施 (4) 予測の前提条件の明確化	予測に当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及びパラメータ等について、地域の状況等に照らし、それぞれその内容及び妥当性を、 予測の結果との関係と併せて 明らかに 出来る ように整理する。	予測の結果を示す際には、前提条件と併せて明らかにするという、常識的な規定ではあるが、これまでの実績を踏まえると必ずしも明らかにされていない事例もあったことから入念的に規定した。	例えば、前提条件として3つの種類a、b、cを設定し、それぞれの前提条件の下で、A、B、Cという予測結果が導き出された場合、本来、aとA、bとB、cとCがペアで示されるべきであるが、中にはこのような対応関係が示されず、前提条件として3種類想定され、結果についても3種類あるとの情報のみしか明らかにされていない場合もあったため、予測結果が複数ある場合は、それらそれぞれについて、別々に前提条件が分かりやすく明確にされる必要がある。			予測の前提条件等の内容及び妥当性を、予測の結果と併せて明らかにすること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3章 準備書作成に係る手順 3 予測の実施 (5) 将来の環境の状態の設定のあり方	環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態 （将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況とする。） を 明らかにできるように整理し、これ を勘案して行うものとし、将来の環境の状態は、市及び県が有する情報を収集して設定するよう努める。	従来から、対象事業に起因する環境状況の変化と対象事業以外によってもたらされる将来の環境の状況とが区別しにくいという問題があったが、対象事業が実施されない場合の将来の環境の状況が明示されるようになることにより、対象事業による環境影響の程度がよりわかりやすく示されることとなる。				予測においては、対象事業以外の事業活動によりもたらされる地域の将来の状態を明らかにすること。

千葉市技術指針の該当箇所	千葉市技術指針の改定後の表現	改定事項の解説	改定に係る具体例等	基本的事項 改正のポイント		
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 3 予測の実施 (6) 予測の不確実性の検討	科学的知見の限界、予測条件の不確実性等に伴う予測の不確実性について、その程度及びそれに伴う環境への影響の重大性について整理する。 この場合において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握する。	予測に当たってさまざまな不確実性を伴うことは、科学的知見の限界等の観点からもやむを得ないことではあるが、予測に当たっての前提条件の設定の仕方によって結果にどの程度の影響が及ぶこととなるかを把握することは、予測結果の不確実性を把握する上では極めて有効な情報であるため規定した。	例えば、数理モデルの適用による不確実性や前提条件の設定の仕方による不確実性等を把握する場合に、モデルのパラメータ等を想定される範囲で複数適用した上で、予測結果がどのように変動するかを計算してみるなどがこれに当たる。	評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること	予測の手法の選定について	予測の不確実性の検討において、必要に応じて予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握すること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 5 評価の実施 (1) 評価の考え方	評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により影響評価項目に係る影響が、事業者により最大限に回避され、又は低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。 この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。	「評価に係る根拠」とは、事業者が講ずることとする環境保全措置そのものの水準が適切なものであるかどうか、また、事業者として講じうるベストのものであるかどうか等の観点からの検証を様々な理由・根拠と併せて明確にする必要性を示したものであり、「検討の経緯」については、環境保全措置について途中で採用されなかったものの内容やその理由、検討の時系列的な変遷等の情報を明確にすることを指す。	建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討すること等による評価の内容、検討の経緯等が明らかになるよう記載する。(例えば、鉄道事業や道路事業においてはその路線位置や構造形式等。)			評価に当たっては、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理すること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 5 評価の実施 (1) 評価の考え方	また、評価に関しては、環境基本計画の目標や環境基準等、国、県又は市によって環境保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、 当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理しつつ、 これらとの整合性が図られているか否かについても検討する。	国又は地方公共団体の環境保全施策との整合については、事業者が個別に法規制の適用を受けることから遵守しなくてはならない事項との整合性という意味ではなく、環境保全を目的とした様々な施策等との整合性を確認し、事業者としての見解を明らかにすることが求められるものである。このため、適用することとする施策等をどのようなものにするかについては、事業者の主観による側面もあることから、適用に当たっての考え方を明確にした上で適用の妥当性も併せて明らかにすることの必要性を規定した。				評価に当たっては、国・地方公共団体の環境保全施策に示されている基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理すること。
第2章 環境影響評価等の手順 第3 準備書作成に係る手順 5 評価の実施 (1) 評価の考え方	なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについても、当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	従来の評価においては一般に、環境基準との整合性を検討する場合、工事中の環境影響が対象にされることがほとんどなかったが、一方で、環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められているものであることから、たとえ工事に由来する環境影響であっても、その影響が長期間にわたるのであれば、環境基準とも整合性が図られているか否かについて検討される必要がある。	例えば、建設工事による騒音の影響については、従来、騒音規制法に基づく規制基準との整合性が図られているか否かが検討されてきたが、この規制基準は工事の場所の敷地境界において遵守されるべき許容限度であり、人の生活環境を保全する上で望ましい基準という考え方から設定されているものではない。このため、規制基準との整合性を検討するだけでは不十分であり、環境基準との整合性が図られているか否かの検討が求められる。			工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれがあり、環境基準が定められている環境要素について、当該環境基準との整合性が図られているか否か検討すること。

千葉市技術指針の該当箇所	千葉市技術指針の改定後の表現	改定事項の解説	改定に係る具体例等	基本的事項 改正のポイント		
<p>第4章 環境保全措置 第3 環境保全措置の検討等における留意点</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能な範囲内において最大限に影響の回避又は低減が図られているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証する。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理する。 その際、保全措置の内容、実施時期、実施期間、事業主体等の実施の方法を極力具体的に示すとともに、保全措置の効果（保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）及び不確実性の程度、保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響等を一覧できるよう整理する。 代償のための措置を講じようとする場合には、影響の回避、低減のための措置を講じることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境要素と代償される環境要素について、十分な調査を実施し、措置の内容を慎重に検討し、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるようにする。</p>	<p>環境保全措置について、その検討経緯が明らかにされることで、事業者として真剣に環境保全措置の検討に取り組んできたことが的確に情報提供されることとなり、事業への理解の促進にもつながることとなる。特に、環境保全措置の検討に当たって、より早い段階からより幅広い措置を対象として検討し、様々な検討を積み重ね、特定の措置に絞り込まれたことを説明することは極めて重要なことであり、時系列に沿って「段階的に」措置の内容が変化していることとその理由や背景が説明されることがより適切な情報提供になるものと考えられる。</p> <p>代償措置は、概念上、環境保全措置の一つに分類されるものであるが、その内容の検討に当たっては、他の環境保全措置と比較してより慎重な検討が必要であるとの主旨に鑑み、措置の内容の妥当性をより詳細に明らかにすることを規定した。</p>	<p>例えば、方法書前段階ではA、B、Cの3種類の環境保全措置が検討されたが、効果の大きさを再精査し「方法書前段階で」A、Bの2種類の環境保全措置に絞り込むこととし、さらに、環境保全措置のメンテナンス性の観点を考慮し「準備書前の段階（調査、予測等の実施後）で」最終的にA環境保全措置に絞り込むこととした、といった説明が想定される。</p> <p>代償措置として、移植や動植物の生息・生育地の造成を行う場合には、既存事例、関係する調査・研究結果、造成地・移植先の現在の状況・面積等を可能な限り具体的に示し、その代償措置の効果及び実施可能と判断した根拠を明らかにする。</p>	<p>環境保全措置に関すること</p>	<p>環境保全措置に関すること</p>	<p>環境保全措置を検討する場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。</p> <p>代償措置を講じようとする場合には、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。</p>
<p>第5章 環境影響評価関連図書の作成方法 第2 環境影響評価関連図書の記載事項 2 方法書 (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 ア 影響評価項目の選定結果 イ 影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の手法</p>	<p>ア また、影響評価項目について選定及び重点化等の区分の理由、選定しなかった項目についてその理由を記載する。 イ 影響評価項目ごとに調査手法、予測手法及び評価手法を記載する。その際、選定の理由及び重点化等の区分をどのように手法に反映させたかについても併せて記載する。</p>	<p>項目及び手法についてその選定理由を明らかにすることとしたものである。これにより、項目や手法が強い縛りを有するものではなく、あくまでもそれらを参考にして事業者自らが十分に検討した上で、事業特性と地域特性に相応しい適切な項目及び手法を選定することが促される。</p>		<p>評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること</p>	<p>評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定について</p>	<p>項目、手法の選定に当たって、選定の理由を明らかにすること。</p>
<p>第5章 環境影響評価関連図書の作成方法 第2 環境影響評価関連図書の記載事項 2 方法書 (5) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</p>	<p>ウ 専門家等の助言項目、手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、助言内容及びその専門家等の専門分野を記載する。</p>	<p>助言内容を方法書や準備書等において明らかにすることの必要性及び専門家等の専門分野も明らかにすることを追加した。</p>	<p>動植物に係る環境影響評価で、知見が少ない、又は同定が困難である等の特殊な分類群を対象とする場合は、当該分類群の専門家に、調査を依頼するか調査方法などについて事前にヒアリングを行い、調査精度を高める。</p>	<p>評価項目及び調査・予測・評価の手法選定指針に関すること</p>	<p>評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定について</p>	<p>項目、手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、助言内容及びその専門家等の専門分野を明らかにすること。</p>
<p>第6章 補則</p>	<p>1 この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改訂改定を行うものとする。</p>	<p>基本的事項の記載に合わせて変更</p>				